

山鹿市第2子以降保育料無償化助成事業実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和8年9月30日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市第2子以降保育料無償化助成事業実施要領の一部を改正する要領

山鹿市第2子以降保育料無償化助成事業実施要領（令和8年山鹿市告示第56号）の一部を次のように改正する。

第4条中「月額42,000円」を「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づく施設等利用費の額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、この要領の施行の日以後の認可外保育施設（山鹿市第2子以降保育料無償化助成事業実施要領第2条第2号の認可外保育施設をいう。以下この項において同じ。）の利用に係る保育料の助成について適用し、同日前の認可外保育施設の利用に係る保育料の助成については、なお従前の例による。